

令和4年度 事業計画

令和2年初めから全世界で感染拡大した新型コロナウイルスは、次々と変異株が発生しては感染拡大を引き起こし、ワクチンは普及したものの、いつ収束に向かうのか先が見えない状況である。

また、近年は各地で地震災害や気候変動による自然災害が起こる等、感染症対策に加え、災害対策も準備していかなければならない。このような中、政府は2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、各分野において脱炭素化への取り組みも急務となっている。

浄化槽関係では、環境省令和4年度浄化槽整備推進関係予算で、「災害に強く早期に復旧可能であり、頻発する災害への対応力強化の観点」から、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、令和3年度当初予算と同額の86億円が計上された。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金も浄化槽システムの脱炭素化推進事業として新たに前年度と同額の18億円が計上されている。

当協会の令和4年度事業は公益目的事業として、法定検査事業においては「第七次法定検査実施5か年計画」の三年目にあたり、検査基数の確保・法定検査受検率の向上に努めるとともに、県が整備する浄化槽電子台帳に対応するため、浄化槽管理システムの改修を行い、検査事業の推進強化を図る。

浄化槽の普及啓発事業では、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換推進を図ることを最優先とし、各自治体にあらゆる機会を通じて要請するとともに、適正な施工・維持管理の推進に努める。

地球温暖化防止活動に関する事業においては、地球温暖化防止活動推進センターとして、県民に啓発・広報活動を行うとともに、地域の脱炭素化を担う団体・企業・自治体等との連携構築を図る。

その他の事業としては、令和3年度に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった「全国浄化槽技術研究集会」に令和4年度も協賛し、参加することで最新の技術・情報の習得に努める他、愛媛県浄化槽管理士研修及びその他各種研修を開催し、資質の向上に努める。

管理部門においては、公益法人としての組織運営強化として、今後の協会の運営及び業務を円滑に遂行するために、理事の増員を含む定款の一部変更、また、関係する諸規程の一部改正を行う。

以上を重点に次の事業を実施する。

I 事業

〔公益目的事業〕

1. 浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査事業

(1) 「第七次法定検査実施5か年計画」3年目の計画基数に基づき、7条検査 2,000基、11条検査 66,500基の計68,500基を検査員31名体制で実施する。(詳細は別表1のとおり)

新 (2) 県が整備する浄化槽電子台帳に対応するため、現行の協会の「浄化槽管理システム」に改正浄化槽法等に関連する項目を追加する等の改修を行うとともに、令和5年度から新システムが運用できるように説明会等を開催し、会員に周知を図る。

(3) 浄化槽管理システムの改修に併せ、環境省が推奨する一括契約システム(保守点検+清掃+法定検査)を推奨するとともに、特定既存単独処理浄化槽へ対応する等、確実な検査実施

に向けた維持管理体制の強化を図る。

- (4) 水質悪化施設に関する調査・研究を実施し、水質改善のための対応策の検討を行う。
- (5) 法定検査の結果から不適正等と判定された浄化槽を対象に、検査対策委員会において改善指導等を行うとともに、県及び各市町と連携し、不適正浄化槽の撲滅に努める。
- (6) 「全国浄化槽技術研究集会」（主催：（公財）日本環境整備教育センター、令和4年度は松山市で開催予定）及び浄化槽法指定検査機関四国地区協議会等に参加し、法定検査の効率的な推進方法の研究及び検査員の資質及び検査技術の研鑽に努める。

2. 浄化槽の普及及び浄化槽工事・維持管理の適正化事業

(1) 浄化槽の普及

- 1) 各自治体に対し、単独処理浄化槽また汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換促進を目的に、宅内配管工事の補助金活用等を主体に、あらゆる機会を通じて要請活動を行う。
- 新 2) 環境省実施事業「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の省エネ型浄化槽システム導入推進事業に代わる新規事業「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」を推進し、浄化槽分野における脱炭素化を図る。
- 3) 各市町及び学校と連携して、次世代を担う子供たち（小・中学生等）を対象に、水の大切さをテーマとした「環境学習」を実施し、広く環境問題に対する関心を培う。
- 4) 行政機関等が主催する浄化槽の普及啓発事業に積極的に参画し、一般住民に対しパンフレット等の配布を行うとともに支部が主催・協賛する普及活動を支援する。

(2) 浄化槽機能保証制度事業

浄化槽に対する信頼と安心・安全の確保を目的に、（一社）全国浄化槽団体連合会（全浄連）で実施している「浄化槽機能保証制度事業」（保証期間：10年）を推進する。

令和4年度計画基数 1,000 基（詳細は別表2のとおり）

(3) 浄化槽設置届出等の事前指導

- 1) 「愛媛県浄化槽取扱指導要綱」に基づき、県下9支部において浄化槽設置計画・届出書等の事前指導を行い、適正な施工・維持管理を推進する。
令和4年度計画基数 1,900 基（詳細は別表3のとおり）
- 2) 事前指導時に浄化槽管理者（設置者等）に対し、浄化槽設置届済証、点検記録用ファイル、リーフレットを配布することにより、維持管理の重要性を周知する。

3. 地球温暖化防止活動に関する事業

- 新 (1) 地域の住民に対する啓発活動とともに、地域の脱炭素化の中核を担う団体や自治体等との連携構築を図る。
- 新 (2) 中小企業を対象とした啓発活動等により、地域の事業者の脱炭素化推進を図る。
- (3) 県が実施する次世代を対象とした環境教育「マイ・SDGs 実践促進事業」を受託し、環境講座の開催によりSDGsの視点を取り入れた持続可能な地域づくりを担う次世代の人材を育成する。

- (4) 愛媛県地球温暖化防止活動推進員及び愛媛県学生地球温暖化防止活動推進員の活動を支援する。
- (5) 地球温暖化防止活動推進事業に関連する会議・環境イベント等に参加し、地球温暖化対策に関する啓発及び情報収集に努める。

〔収益事業〕

4. 行政及び浄化槽関連機関からの業務受託事業

自主管理機能の体制整備、適正な施工・維持管理の推進及び法定検査の円滑な実施を図るため、次の事業を受託する。

- (1) 愛媛県及び松山市からの業務受託「浄化槽登録業者指導事業」
 - 令和4年度は保守点検業（県）49社、（松山市）18社及び工事業 8社の業者指導及び更新手続き等を行う。
- (2) 松山市からの業務受託「浄化槽設置整備事業に係る現地確認業務」
 - 1) みなし浄化槽等からの転換の事前状況（ 85 基）
 - 2) 浄化槽の据付工事状況（ 85 基）
 - 3) 設置後の機能等の状況（ 85 基）
- (3) 浄化槽関係機関からの業務受託
 - 1) (公財)日本環境整備教育センターからの業務受託
 - ・全国浄化槽推進市町村協議会登録浄化槽実地調査（ 6 基）

〔その他の事業〕

5. 浄化槽事業者の把握、指導育成及び関係機関との連携等事業

新 (1) 令和3年度に計画し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止となった(公財)日本環境整備教育センター主催の全国浄化槽技術研究集会であるが、教育センターの依頼もあり、令和4年度においても愛媛県開催に協賛、また参加することで浄化槽に関する研究発表・事例発表及びシンポジウム等を通じて最新の技術・情報の習得に努める。

◎令和4年度「第36回全国浄化槽技術研究集会」及び「第44回浄化槽行政担当者会議」

開催期間：令和4年10月18日（火）・19日（水）

開催場所：ANAクラウンプラザホテル松山

- (2) 研修会の開催
 - 1) 浄化槽に係る最新情報を会員に提供するため、「浄化槽技術研修会」を開催する。
 - 2) 公益法人としての組織運営及び各支部の事業活動を推進するため、隔年開催している支部役員研修を行うが、研修は第36回全国浄化槽技術研究集会への参加とする。
 - 3) 支部が主催・協賛する地域に密着した研修会に対し協力・支援する。
- (3) 愛媛県浄化槽管理士研修の開催
 - 愛媛県及び松山市の浄化槽保守点検業者登録条例に基づく、知事及び松山市長が指定する管理士研修を令和4年度においても年3回、東・中・南予で開催する。また、受講した浄化

槽管理士で当協会の技術者登録を行っている管理士が所属する事業所に助成を行う。

(4) 浄化槽技術者登録の更新

愛媛県浄化槽取扱指導要綱に基づく浄化槽技術者の登録更新を行い、技術者登録名簿を作成するとともに、県・市町及び関係団体へ送付し、浄化槽技術者としての社会的地位の向上に努める。

・設備士 614名 ・管理士 790名 ・清掃技術者 141名 計 1,545名

(5) 関係行政機関及び関係団体との連携

- 1) 毎年開催している「浄化槽業務推進連絡会」（全20市町及び権限移譲されていない市町を管轄の保健所が参加）を開催し、行政との情報・意見交換等を通じて補助浄化槽の適正な施工・維持管理及び円滑な法定検査の推進を図る。
- 2) 全浄連四国地区協議会、浄化槽法指定検査機関四国地区協議会は令和4年度・5年度の2年間、愛媛県が幹事県となり、他県との連携調整を図り、浄化槽業界の発展に努める。
- 3) 行政機関等の要請に基づき、支部が主催・協賛する事業の推進に協力する。

(6) 浄化槽に関する情報の収集、提供

- 1) 浄化槽に係る行政や業界の動き、また新しい情報を収集し、組織運営に活用するとともに、機関誌「えひめの浄化そう」（年2回発行）及び「全浄連ニュース」等を会員、行政機関、関係団体へ配布する。
- 2) ホームページを通じて広く県民の皆様に対し、協会の組織・活動状況のPRを行うとともに浄化槽の役割及び構造・機能等への啓発を図る。

(7) 水環境保全に係るボランティア活動

水環境保全に係る地域に密着したボランティア活動等に参加、協力する。

II 管理部門

新 (1) 公益法人としての組織運営

業務執行体制の強化を図るため、当協会を主たる勤務場所とする事務局長を常勤役員（常務理事）とするとともに、新たな学識経験者の参入を行い、関係機関との連携及び公益法人としての組織運営の強化を図る。このことに伴い、定款の一部変更及び関連する規程等の改正を行う。

(2) 労働衛生管理体制の充実

労務に関する各種法律等を遵守し、職員の健康を保持増進しながら、安心して快適に働くことができる労働条件や職場環境の形成に努める。

また、各種法令等に関する講習会に参加、及び開催を行い、各職員のコンプライアンスの徹底を図る。

別表2 支部別保証登録計画基数

支部名	計画基数	参 考
		令和4年度 補助予定基数
四国中央	70	80
新居浜	45	50
西条	120	142
今治	110	132
松山	200	230
大洲喜多	110	130
八幡浜	35	52
西予	40	55
宇和島	270	328
計	1,000	1,199

別表3 支部別事前指導（設置計画・届出基数）計画基数

支部名	事前指導 計画基数	参 考（過年度事前指導実績）			
		R3年度 (1月末現在)	R2年度	2019年度	H30年度
四国中央	145	146	152	160	183
新居浜	150	147	165	160	166
西条	150	146	171	153	205
今治	175	171	161	156	142
松山	775	761	833	889	1,010
大洲喜多	135	128	173	190	182
八幡浜	35	33	29	35	37
西予	40	32	43	46	44
宇和島	295	285	294	299	293
計	1,900	1,849	2,021	2,088	2,262